

久御山町第 11 次高齢者保健福祉計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条、「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和 9 年度～令和 11 年度を目標年度とする「久御山町第 11 次高齢者保健福祉計画」を策定することを目的とする。

2 概要

(1) 業務名

久御山町第 11 次高齢者保健福祉計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「久御山町第 11 次高齢者保健福祉計画策定業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 見積限度額 7,381,000 円

＜年度割限度額内訳＞

令和 7 年度 基礎調査業務 3,267,000 円

令和 8 年度 計画策定業務 4,114,000 円

※消費税及び地方消費税を含む

※見積限度額を超える提案をした者は失格とする

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 久御山町物品供給・役務提供等競争入札等参加資格登録台帳に登録のある者。
- (2) 令和元年度以降に地方公共団体における高齢者保健福祉計画又は介護保険事業計画の策定に関する業務（調査実施のみを除く）を受注し、業務完了した実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) 企画提案書の提出期限までの間、京都府又は久御山町から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者。
- (6) 参加申込書の提出時点でプライバシーマーク又は I S M S の認証を受けていること。又は、現に取得に向け、申請手続きを行っており、令和 7 年度中に取得見込みがあること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定す暴力員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

4 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年11月10日（月）
質問書提出期限	令和7年11月17日（月）17時まで
質問回答	令和7年11月19日（水）
参加表明書提出期限	令和7年11月21日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和7年11月28日（金）17時まで
企画提案書審査	令和7年12月上旬 ※提案書の審査は審査委員会を設置し、書類選考により行う。なお、必要に応じてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。
審査結果通知	令和7年12月中旬

5 審査書類等の提出について

（1）プロポーザルへの参加表明

提出書類	参加表明書（様式1）
提出期間	令和7年11月10日（月）9時～令和7年11月21日（金）17時まで
提出方法	持参（平日9時から17時まで。17時以降及び閉庁日の受領はしない） 又は郵送（到達が確認できる方法による。提出期限までに必着）
提出先	久御山町役場 福祉課

（2）質問書の提出

提出書類	質問書（様式2）
提出期間	令和7年11月10日（月）9時～令和7年11月17日（月）17時まで
提出方法	電子メール
提出先	久御山町役場 福祉課 メール：fukushi@town.kumiyama.lg.jp
回答方法	質問書に対する回答は、令和7年11月19日（水）17時までに電子メールにて全事業者に対して回答する。 なお、質問に対する回答は、本要領及びその他提供資料の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書等の提出

提出書類	①公募型プロポーザル提案申請書（様式3） ②企画提案書（任意様式） ・業務体制、詳細な業務役割分担及び策定スケジュールを記載すること。 ・ページ数の制限はしないが、委託業務全般に関する説明・取り組み方針、各業務の進め方、本業務提案におけるアピールしたい点などを簡潔にまとめて作成すること。 ③主担当者経歴書（様式4） ・記述欄が不足していれば随時追加し、年度別に過去10年間すべて記載すること。 ④副担当者一覧表（様式5） ⑤介護保険事業計画業務実績書（様式6） ・記述欄が不足していれば随時追加し、年度別に過去10年間すべて記載すること。 ⑥会社概要（様式7） ・会社案内、パンフレット等、事業内容、従業員数等が分かるものを当該様式の代わりとすることも可とする。 ⑦プライバシーマーク又はISMSの認証を証明する書類（登録証の写し等）又は申請手続きを行っていることが証明できる書類 ⑧見積書（任意様式） ・消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。 ・見積限度額を超えないこと。 ・令和7年度分と令和8年度分の内訳金額が分かるように記載すること。 ・詳細な内訳がわかるように記載すること。
提出期限	令和7年11月28日（金）17時まで
提出方法	持参（平日9時から17時まで。17時以降及び閉庁日の受領はしない） 又は郵送（到達が確認できる方法による。提出期限までに必着）
提出先	久御山町役場 福祉課
提出部数	正本1部、副本7部

【提出書類作成上の注意事項】

- ・正本、副本ともに上記の提出書類①～⑧を番号順にA4ファイルに綴り、インデックス（①～⑧を記載）を付けること。なお、A3判の書類は可とするが、折り込んで綴ること。
- ・副本については、参加者を特定できる名称・マークなどは墨消しすることとし、⑦見積書の押印は不要とする。

6 辞退

- （1）参加表明書の提出後の辞退については、令和7年11月28日（金）17時までに、辞退届を提出すること（任意様式）。
- （2）参加を辞退した者は、これを理由にして以後の選定等について不利益な取扱を受けるものではない。

7 審査及び決定

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び業務受託候補者選定は、久御山町高齢者保健福祉計画策定業務に係る提案書審査委員会（以下「審査委員会」という。）において下記の要領で行う。

- (1) 審査委員は評価項目に基づき企画提案書の内容を審査し、評価を行う。審査委員会は、審査委員による評価点の総得点を元に順位を決定し、業務受託候補者を選定する。

なお、必要に応じてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(2) 審査基準

番号	評価項目	審査基準	配点
1	会社の業務経歴等	・過去10年間の介護保険事業計画の会社実績	10
2	主担当者の経験及び実績 (業務執行能力)	・過去10年間の福祉系の業務実績 ・当該部門従事期間	10
3	提案内容	・業務実施方針の妥当性 ・業務フロー（予定計画）の妥当性 ・提案の妥当性 ・提案の的確性・独創性	80
4	見積金額	・妥当性・コスト意識	25
合 計			125

- (3) 審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。
- (4) 提案者が1事業者の場合であっても、本実施要領及び当該業務仕様書に照らし合わせ、審査委員会において、審査、評価を行う。
- (5) 審査結果（事業者の選定結果）は郵送で通知する。なお、審査の内容、評価点に対する問い合わせ、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 審査結果通知後、契約候補者名及びその総合評価点と全提案事業者の総合評価点は、町ホームページにおいて公表する。

8 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) プロポーザル実施期間中に実施要領の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 見積限度額を超える見積金額の提案を行った場合
- (3) 必要書類を提出期限までに提出しない場合
- (4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (5) 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合

9 契約の締結

審査委員会で選定された業務受託候補者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結する。

10 個人情報の保護

受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、久御山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久御山町条例第4号）を遵守しなければならない。

11 その他留意事項

- （1）提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- （2）本プロポーザルに提出した提出書類等は、一切開示しない。
- （3）提出書類等は返却しない。
- （4）本プロポーザルに係る一切の費用は、参加提案者の負担とする。

12 問い合わせ先及び書類提出先

久御山町民生部福祉課（担当：小野、棚野）

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL：075-631-9902（直通）

FAX：075-632-5933

Mail：fukushi@town.kumiyama.lg.jp